

○雲仙市建設工事共同企業体取扱要領

平成19年3月28日

告示第27号

(目的)

第1条 この告示は、雲仙市建設工事等入札参加の資格審査及び選定要綱（平成17年雲仙市告示第72号）第14条に基づき、市が発注する建設工事に係る共同企業体の運用に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この告示において、特定建設工事共同企業体（以下「共同企業体」という。）とは、市が発注する特定の工事の施工を目的として、業者が工事ごとに結成するものをいう。

(対象工事)

第3条 共同企業体に発注できる建設工事は、共同請負方式によることが適当と判断されるものであって、次のとおりとする。

(1) 市外業者と市内業者との組合せによる共同企業体に発注できる工事は、大規模かつ技術的に高度なもので、市内業者のみでは施工困難な工事とする。

(2) 市内業者同士の組合せによる共同企業体に発注できる工事は、市内業者の技術力で施工可能な工事で、大規模な工事とする。

(3) 共同企業体で発注できる大規模な工事とは、原則として、次のアからウまでの区分に応じ、それぞれ当該アからウまでに定める基準により判断するものとする。

ア 土木一式工事 2億円以上のもの

イ 建築一式工事 2億円以上のもの

ウ ア及びイ以外の工事 1億円以上のもの

2 前項の規定にかかわらず、市内業者への建設の技術移転及び技術力の向上に資すると認められる場合は、共同企業体により競争を行わせることができるものとする。

3 前2項に掲げるもののほか、その円滑な施工を図るため、特に技術力を結集する必要があると認められる場合は、共同企業体により競争を行わせることができるものとする。

(構成員の数)

第4条 共同企業体の構成員の数は、2ないし3企業とする。

(構成員の資格)

第5条 共同企業体の構成員は、工事ごとに定める資格要件を満たす者でなければならない。

(共同企業体の出資比率)

第6条 共同企業体の1構成員当たりの出資比率の最小限度基準は、次の各号の場合に応じ、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。

(1) 2企業構成の場合 30%以上

(2) 3企業構成の場合 20%以上

(代表構成員の選定とその出資比率)

第7条 代表構成員は、円滑な共同施工を確保するため中心的役割を担う必要があるとの観点から、施工能力の大きい者とする。また、代表構成員の出資比率は構成員中最大と

する。

(共同企業体結成の方法)

第8条 共同企業体の結成は、自主結成とする。

(共同企業体の届出)

第9条 共同企業体の結成後、共同企業体の代表構成員は、別に定めるもののほか、特定建設工事共同企業体協定書（様式第1号）及び共同企業体の経営規模等総括表（様式第2号）を発注者に提出するものとする。

(共同企業体の資格審査)

第10条 共同企業体の資格審査は、定められた資格要件について行うものとする。

(共同企業体との契約等)

第11条 共同企業体との請負契約は、協定書に基づく当該共同企業体の代表構成員との間で締結し、工事の監督、請負代金（前払金及び部分払金を含む。）の支払、発注者の指示等は、当該共同企業体の代表構成員に行うものとし、その行為は、他の全ての構成員に行ったものとみなす。

(雑則)

第12条 この告示に定めのない事項については、雲仙市建設工事競争入札審査委員会において定める。

附 則

この告示は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（令和4年3月31日告示第94号）

この告示は、令和4年4月1日から施行する。

様式第1号(第9条関係)

特定建設工事共同企業体協定書

(目的)

第1条 当企業体は、次の事業を共同連帯して営むことを目的とする。

(1) 雲仙市発注に係る〇〇建設工事(当該工事内容の変更に伴う工事を含む。以下、「建設工事」という。)の請負

(2) 前号に附帯する事業

(名称)

第2条 当企業体は、〇〇特定建設工事共同企業体(以下「企業体」という。)と称する。

(事務所の所在地)

第3条 当企業体は、事務所を〇〇市〇〇町〇〇番地に置く。

(成立の時期及び解散の時期)

第4条 当企業体は、 年 月 日に成立し、建設工事の請負契約の履行後3ヶ月を経過するまでの間は、解散することができない。

2 建設工事を請け負うことができなかったときは、当企業体は、前項の規定にかかわらず、当該建設工事に係る請負契約が締結された日に解散するものとする。

(構成員の住所及び名称)

第5条 当企業体の構成員は、次のとおりとする。

〇〇県〇〇市〇〇町〇〇番地

〇〇建設株式会社

〇〇県〇〇市〇〇町〇〇番地

〇〇建設株式会社

(代表構成員の名称)

第6条 当企業体は、〇〇建設株式会社を代表構成員とする。

(代表構成員の権限)

第7条 当企業体の代表構成員は、建設工事の施工に関し、当企業体を代表してその権限を行うことを名義上明らかにした上で、発注者及び監督官庁等と折衝する権限並びに入札、請負代金(前払金及び部分払金を含む。)の請求、受領及び当企業体に属する財産を管理する権限を有するものとする。

(構成員の出資の割合)

第8条 各構成員の出資の割合は、次のとおりとする。ただし、当該建設工事について発注者と契約内容の変更増減があっても、構成員の出資の割合は変わらないものとする。

〇〇建設株式会社 〇〇%

〇〇建設株式会社 〇〇%

2 金銭以外のものによる出資については、時価を参酌のうえ構成員が協議して評価するものとする。

(運営委員会)

第9条 当企業体は、構成員全員をもって運営委員会を設け、組織及び編成並びに工事の

施工の基本に関する事項、資金管理方法、下請企業の決定その他の当企業体の運営に関する基本的かつ重要な事項について協議の上決定し、建設工事の完成に当たるものとする。

(構成員の責任)

第10条 各構成員は、建設工事の請負契約の履行及び下請契約その他の建設工事の実施に伴い当企業体が負担する債務の履行に関し、連帯して責任を負うものとする。

(取引金融機関)

第11条 当企業体の取引金融機関は、〇〇銀行とし、共同企業体の名称を冠した代表構成員名義の別口座預金によって取引するものとする。

(決算)

第12条 当企業体は、工事竣工の都度当該工事について決算するものとする。

(利益金の配当の割合)

第13条 決算の結果、利益を生じた場合には、第8条に規定する出資の割合により構成員に利益金を配当するものとする。

(欠損金の負担の割合)

第14条 決算の結果、欠損金を生じた場合には、第8条に規定する出資の割合により構成員が欠損金を負担するものとする。

(権利義務の譲渡の制限)

第15条 本協定書に基づく権利義務は他人に譲渡することはできない。

(工事途中における構成員の脱退に対する措置)

第16条 構成員は、発注者及び構成員全員の承認がなければ、当企業体が建設工事を完成する日までは脱退することができない。

2 構成員のうち、工事途中において、前項の規定により脱退したものがある場合には、残存構成員が共同連帯して建設工事を完成するものとする。

3 第1項の規定により構成員のうち脱退した者があるときは、残存構成員の出資の割合は、脱退構成員が脱退前に有していたところの出資の割合を、残存構成員が有している出資の割合により分割し、これを第8条に基づく協定書に規定する割合に加えた割合とする。

4 脱退した構成員の出資金の返還は、決算の際行うものとする。ただし、決算の結果、欠損金を生じた場合には、脱退した構成員の出資金から構成員が脱退しなかった場合に負担すべき金額を控除した金額を返還するものとする。

5 決算の結果、利益を生じた場合において、脱退構成員には利益の配当は行わない。

(構成員の除名)

第16条の2 当企業体は、構成員のうちいずれかが、工事途中において重要な義務の不履行その他の除名し得る正当な事由を生じた場合においては、他の構成員全員及び発注者の承認により当該構成員を除名することができるものとする。

2 前項の場合において、除名した構成員に対してその旨を通知しなければならない。

3 第1項の規定により構成員が除名された場合においては、前条第2項から第5項までを準用するものとする。

(工事途中における構成員の破産又は解散に対する措置)

第17条 構成員のうちいずれかが工事途中において破産又は解散した場合においては、第16条第2項から第5項までを準用するものとする。

(代表構成員の変更)

第17条の2 代表構成員が脱退し、若しくは除名された場合又は代表構成員としての責務を果たせなくなった場合においては、従前の代表構成員に代えて、他の構成員全員及び発注者の承認により残存構成員のうちいずれかを代表構成員とすることができるものとする。

(解散後の契約不適合責任)

第18条 当企業体が解散した後においても、当該建設工事につき契約不適合があったときは、各構成員は共同連帯してその責めに任ずるものとする。

(協定書に定めのない事項)

第19条 この協定書に定めのない事項については、運営委員会において定めるものとする。

〇〇建設株式会社他〇社は、上記のとおり〇〇特定建設工事共同企業体協定を締結したので、その証拠としてこの協定書〇通を作成し、各通に構成員が記名捺印し、各自所持するものとする。

年 月 日

代表構成員 〇〇建設株式会社
代表取締役 〇〇〇〇 ㊟

構成員 〇〇建設株式会社
代表取締役 〇〇〇〇 ㊟

様式第2号(第9条関係)

共同企業体の経営規模等総括表

共同企業体の名称								代表構成員の 商号及び名称					
共同企業体事務所の所在地				<TEL>									
構成員の内訳				経営に関する事項の審査結果									
建設許可の番号及び年月日	本社又は営業所等の所在地	商号及び代表者の氏名	出資割合	工種名	工種の総合評点(P)	経営規模			経営状況の評点(Y)	技術職員数 (工種の分)			営業年数
						工事の平均完成 工事高	全 体			1 級	2 級	その他	
			%		点	千円	自 己 資 本 額	建設業従 業職員数	点	人	人	人	年
入札・見積及び契約に使用する 印鑑			100%										
使 用 印													

上記は 年 月 日から 年 月 日までを審査基準日とする経営事項審査結果通知書の数値を記入すること。

様式第 1 号 (第 9 条関係)

様式第 2 号 (第 9 条関係)